

平成29年度木質チップに係る需給問題検討会議事録

開催日時：平成30年2月21日（水） 14:00～16:30

場 所：江東公会堂 ティアラこうとう B1F 大会議室

出席者：国関係

環境省：廃棄物規制課 課長補佐 上野 洋一

経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 菊島大二郎

農林水産省：林野庁 木材利用課 課長補佐 鈴木 憲一（3木質チップに関する課題についてから出席）

専門官 高木 望

国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 井上 直

：公共事業企画調整課 係 長 水野 匡洋

：建設業課 越川 智也

連合会関係

全国木材資源リサイクル協会連合会理事長 藤枝 慎治

北日本木材資源リサイクル協会代表理事 鈴木 隆

東海木材資源リサイクル協会会長代理 石田 謙治

近畿木材資源リサイクル協会会長代理 一瀬省三

中四国木材資源リサイクル協会会長 片岡 重治

九州木材資源リサイクル協会会長 中山 智

ほか各地域協会役員、事務局員等 22名

各地域協会会員、賛助会員 25名

報道 1名

合計 61名（敬称略）

I あいさつ

1 主催者挨拶 全国木材資源リサイクル協会連合会 藤枝理事長

本日はお忙しい中、たくさんの方々にご参加いただき、ありがとうございます。ユーザー、需要家、メーカーそろっての検討会である。国からは4省庁の方々にご参加いただいた。木質チップの需給問題であるが、いま資源循環という言葉がクローズアップされて世の中を駆け巡っているが、中国のグリーン化をはじめ、鉄スクラップ、古紙、ペットボトル、プラスチック、木質チップを含めて資源循環が総崩れになるのではないかと危惧している。これらを解決するのは、本日参加している木質チップのリサイクルにかかわるストーリーの中の登場人物となる皆様方である。こういう中で何か解決策を見つけながら、国内含め、資源循環のストーリーをしっかりと紡いでいかななくてはならないと思っている。平成29年度も間もなく終わるが、平成30年度に向けてどういう対応が必要か、活発に意見が交わされることを期待して、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

2 国からの挨拶 国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 井上 直

皆様方には日ごろより、国土交通行政、建設リサイクルの推進にご協力・ご理解をいただき、お礼申し上げます。この検討会は毎年度開催されており、連合会会員、木質リサイクルにかかわる事業者の皆様から現場の実態をお聞かせいただく貴重な機会ととらえている。まずは、国土交通省の取組みを簡単に紹介させていただく。

現在、建設発生木材については90%近くがリサイクルされている。このように高いリサイクル率を誇るのは、ここにお集まりの皆様のご努力とご協力によるものである。建設現場で発生する木材について、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルをしていくという仕組みをつくるのにご尽力いただいた結果であると考えている。

来年度は建設リサイクルの一つの節目の年となる。4月から、5年に一回程度実施している「建設副産物実態調査」という全国規模の調査を実施し、建設リサイクルがどのように動いているかを把握する。建設リサイクルを推進していくための施策である「建設リサイクル推進計画2014」という計画を策定しているが、そこに掲げている建設発生木材の再資源化率95%という目標が達成できたかどうかをみるとともに、取り組んできた内容を総括して、次の計画の策定準備に入る節目の年である。皆様にも実態調査にご協力いただくこともあると思うが、よろしく願います。

最後になるが、本検討会を通じて木質チップの利用が促進され、リサイクルの更なる推進につながることを祈念し、冒頭の国土交通省からの発言に代えさせていただく。

II 出席者紹介

紹介者 原 専務理事

本日は、1月18日と23日に国に提出した要望書について、各省庁から要望に対する見解等をいただくこととなっている。お忙しい中、ご出席をいただいている皆様をご紹介します。

(連合会関係出席者は、出席者名簿、座席表により確認いただく。)

以降、連合会の藤枝理事長が座長となり進行する。

III 議事

1 国からの施策、計画、法律の改正・運用等説明

(1) 廃棄物処理法改正の概要等について

環境省 廃棄物規制課 課長補佐 上野 洋一

廃棄物処理法改正の概要と、そのほかの動きについて説明させていただく。

廃棄物処理法の改正については、昨年6月に公布されており、大きく3点ある。

1つ目は、適正処理の推進であり、これについては2点ある。

初めに、許可を取り消された処理業者への措置の強化である。廃棄物処理業の許可を取り消された業者、事業を廃止した業者等に対して、市町村長、都道府県知事は処理基準に従って保管すること等、必要な措置を命じることができること

及び排出事業者に通達を義務づけることとした。次に、マニフェスト制度の強化である。マニフェストの虚偽記載等に関する罰則の強化、特定の業者に電子マニフェストの使用を義務付けたものである。

2つ目は雑品スクラップの対策である。有害物質を含む使用済電気機器と金属スクラップ等との混合したもの、いわゆる雑品スクラップがぞんざいに扱われることにより火災を含む生活環境上の支障を起こすという事態に対応するため、有害使用済機器を定義し、有害使用済機器を保管又は処分業者に都道府県知事等への届出の義務づけ、保管又は処分の基準の遵守を義務付けるとともに、保管等の業者は都道府県知事等の監視対象とした。

3つ目は、親子会社による一体処理の特例を設けた。親子会社が一体経営を行うものであること及び産業廃棄物の適正な運搬処分が出来る等の基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けた場合、その親子会社は産業廃棄物処理業の許可をうけないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることとした。なお、許可の必要はなくなる一方、両者で排出者責任を共有することとなる

政令は1月に閣議決定され、省令は準備中である。

そのほか、法改正以外の対応について説明する。

1つ目は、産業廃棄物の排出者責任の徹底である。ひとつは、排出事業者の責任において主体的に行うべき適正な処理、事業者の選定、料金支払いなどの根幹的業務を第三者に委ねてしまうことにより排出事業者としての意識が希薄化してしまうのではないかと課題である。次は、排出者責任の具体的な責任や留意事項について周知すべきであるという課題である。前者については、排出事業者及び廃棄物処理業者への周知徹底を図る目的で、29年3月に「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」という通知を発出した。後者については、29年6月に「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」という通知を発出し、排出事業者が果たすべきことに関するチェックリストを付けている。

2つ目は、有害物質管理の在り方についての課題である。特に、危険有害物質に関する情報提供について、廃棄物処理業者における事故の未然防止、環境上適正な処理の確保の観点から、より具体的な情報提供を義務づけるべきとのこと。また、POPs廃棄物の適正処理の推進方策についてであり、いずれも検討中である。

3つ目は、産業廃棄物処理に係る様式の統一である。29年4月の施行規則によって産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る許可申請書等の添付書類の様式を定め、29年10月に施行されている。マニフェストの様式についても29年3月に産業廃棄物管理票公布等状況報告書の統一等について通知を発出した。

その他に、電子化の推進、再生利用指定制度の更なる活用、許認可申請者の負担軽減や合理化、自治体の運用のうち、廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことについても、都道府県に要請している。

(2) バイオマス発電の現状と課題、FITによる取扱いの方向性について

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 菊島大二郎

FIT制度の在り方や価格については、毎年有識者による調達価格等算定委員会で検討している。本日は9月から議論された経緯等を含めてご説明する。

2月7日に調達価格等算定委員会の委員長案がまとまった。現在、関係省令、事業計画策定ガイドラインについてパブリックコメントを行っている。意見の受付期間は、省令は3月上旬、ガイドラインは3月中旬までである。このパブリックコメントを経て、4月から必要な制度改正を行うというスケジュールである。

議論の内容である。

まず、FIT認定量の急増である。急増したのは一般木材の区分であり、2030年度ミックス水準の目標の3倍程度の認定がなされた。一般木材は輸入木材、PKS、農作物残渣などが含まれる。皆様はおもに建設廃材、未利用材を利用していると思う。今回の改正で関係ないこともあるが、関係あることもあるのでお聞きいただきたい。

一般木材の区分の認定量の内訳は、パーム油が多い。これをどうするかが議論された。パーム油は、想定している木質の蒸気タービンによる発電方式とコスト構造が異なる。そのため、一般木材の区分と別にすべきとされた。

2030年度の目標を超えた認定に対して、国民負担の面でどうするかということで、入札制度の導入という意見がでた。入札制度は事業用太陽光に導入されており、一般木質の状況とを考慮しても環境が整っていると判断された。そこで、来年度から入札制度を実施していこうということになった。

また、認定の急増に対して燃料の安定調達をチェックすべきであるとされ、契約については現地までの調達契約書等、パーム油に関してはRSPOなどの第三者認証を求めることとなった。

未稼働案件の防止では、国民負担の抑制という観点から、防止していく重要性が議論された。既認定案件については認定日から2年以内に設備発注、新規認定案件では認定日から4年以内に運転開始と、それぞれ期限を設けることとされた。これらは、FITの全電源についても同様である。

また、FITによる調達期間終了後も引き続き事業の継続をしていただけるよう、認定時に確認を行うこととなった。これは、バイオマスの全区分についても同様である。

入札については、液体燃料は「バイオマス液体燃料」という別の区分で一体的に取り扱うこととなった。しかし、新規認定するバイオマス液体燃料は、コスト構造が違うかも知れないということで、これまで議論したパーム油に限ることとした。既認定案件の燃料については、支援対象とする。

一般木材等の入札対象規模は10,000kW以上で、入札量は180MWで行うこととなった。また、バイオマス液体燃料については、全規模が入札対象となり、入札量は20MWとされた。

調達価格等算定委員会のとりまとめ案はホームページを参照していただきたい。

2 「国への要望」に対する見解

座長 それでは国への要望に対する各省庁からの見解等を、環境省から順次お願いする。

(1) 環境省：廃棄物規制課 課長補佐 上野 洋一

「1 廃棄物の適正処理 (1) 廃棄物の区分、種類」について、

廃棄物の区分については、事業系の廃棄物のうち、性状、排出量、処理困難物等の問題から、市町村の責任で処理が円滑に行われているとは言いがたいものを産業廃棄物とし、それ以外のものを一般廃棄物として整理されており、廃棄物の該当性については各自治体において総合的に判断されて適切に対応されていると承知している。木質系廃棄物については破砕等によって有効に利用されていることも考えられるが、課題等について把握されている具体的な内容をお示しいただければ、その中で具体的対応があるかもしれないと考えている。

「1 (2) 排出事業者責任の徹底」については、

排出事業者責任については、事業活動に伴う廃棄物は事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないこととなっている。この重要性については、かねてより通知等により周知しているところである。先程ご紹介したとおり、29年3月に「廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について」という通知、29年6月に「排出事業者責任に基づく措置に係る指導について」という通知を発出しており、今後も引き続き、周知に努めていきたい。

「1 (3) 小規模処理施設による不適正処理の排除」については、

廃棄物処理法では、一定の不適正処理の違反行為に関しては許可を取り消さなければならないと定めている。先程説明させていただいたが、許可を取り消された業者に対して、市町村長、都道府県知事が処理基準に従って保管をすること等、必要な措置を命じることができることとしたところである。

「1 (4) 木くず破砕施設の生活環境影響調査」については、

有価物の破砕処理においても廃棄物処理施設と同様の規制を要望するとのことであるが、廃棄物処理法については、あくまでも廃棄物を処理する施設に対する規制になっているので、この場合は廃棄物処理法の規制の対象外になるということをご理解いただきたい。

「2 廃棄物処理業の手続き (1) 許可申請書類等の書式の統一」であるが、

廃棄物処理法の申請様式の統一については、平成29年4月に廃棄物処理法施行規則において、産業廃棄物収集運搬等の添付書類の様式をあらたに定めたところである。その他の報告書等についても、昨年6月、今年の1月に会議等の場で都道府県に統一様式の徹底について要請したところである。

「2 (2) 老朽化による破砕機の更新時の手続きの簡略化」については、

過去になされた許可に関して、施設の設置場所、種類、処分する廃棄物の種類、処理能力、設置に係る計画書及び維持管理に関する計画書が同一の場合、生活環境影響調査は省略できるとされているので、更新時においては都道府県等廃棄物の窓口にご相談いただきたい。

「3 優良産業廃棄物処理業者認定制度における優遇措置の拡充」については、現在、認定制度については認定業者がより選択されるようにインターネットを活用した情報提供、財務要件などの認定基準の見直しなど、認定業者に対する優遇措置について検討していくこととしている。

「4 バイオマス発電利用の推進に伴う手続きの簡略化」については、地域による円滑な廃棄物の受入という観点から条例等で定めっていると承知している。しかし、廃棄物の円滑な適正処理の阻害とならないよう、都道府県に対して通知、要請しているところである。行政指導の具体的な内容及び弊害をお示しいただければ、その中で具体的にどのように対応できるのか検討したい。

「5 災害時の対応 (1)大規模災害時の迅速な処理に関して連合会のノウハウを活用されたい」という要望であるが、柱材、角材を含む災害廃棄物の適正処理、再生利用については各自治体がある方法を検討しているが、環境省としても必要に応じて過去の実績を活用して技術的支援をしていきたいと考えている。

「5 (2) 大規模地震等」の関係では、国土強靱化基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の中において、災害廃棄物の仮置場の確保を盛り込んだ災害廃棄物処理計画の作成を推進することとされ、環境省としても自治体における仮置場の候補地の選定が進むよう、モデル事業を実施する等、支援していきたい。

「5 (2) 原発事故の影響における立木や未利用木材の利用に関して」は、除染後の残渣物が廃棄物であれば、処理基準を遵守すれば処理は可能である。バイオマス発電の利用の可能性についても、検討していきたい。そのほかについては、所管ではないため、コメントは差し控えさせていただく。

「6 軽油引取税の免税制度」については、廃棄物処理事業に供する廃棄物処理の軽油に係る減免措置であるが、最終処分場の埋立作業の重機使用に限定されている。最終処分場に関しては、埋立終了後、廃止に至るまで収入がない状態で維持管理を行う特殊な業態からの特例であると承知している。ご要望に関しては厳しい財政状況等を踏まえ、慎重な検討が必要である。

「7 廃棄物処理設備の減価償却年数」と「8 業種の認定」については、
廃棄物処理業の位置づけの論点と認識している。廃棄物処理業の認知度向上のため、産業廃棄物処理業の振興方策を進めていきたいと考えている。一方で、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正処理事案や労災の発生など、不祥事が起きないように、業界自らの努力も必要である。関係団体との意見交換等を通じて、実態把握に努めていきたい。

「9 外国人の研修生の受け入れ」については、
環境省として受入実態がないので、そういう事例があれば参考としたい。

「10 木質バイオマス発電の設備認定」については、
環境省の所管ではないので、コメントを差し控えさせていただく。

(2) 経済産業省：資源エネルギー庁 新エネルギー課 課長補佐 菊島大二郎

「1 (1) 再生エネルギーの固定価格買取制度の影響による既存利用に影響を与えないような方策」については、

先程の説明では触れなかったが、報告書では、パーム油について食品にも使うため他の用途に影響を与えないよう考えていくこととされた。このように必要な対応をしていきたい。省令やガイドラインの改正、もしくは必要であれば検討会を設けるなど引き続き検討していく。

「1 (2) 木質バイオマス発電施設の適正配置の措置」については、

未利用材については、都道府県の林政部局や林野庁とヒヤリングし、適切な供給が成り立つよう調整を進めている。こういうことを通して、ご要望に沿うよう運用していきたい。

「1 (3) ガイドラインに連合会との事前調整が明記されたことから適切な情報提供を」については、

先程、ガイドラインの改正について説明したが、この部分は改正していない。引き続き関係の方々のご協力をいただきたいと考えており、そのための必要な情報提供は行っていく。

「1 (4) 木質バイオマスの証明の適切な運用」に関しては、

連合会は認定団体としてしっかりとやっていたい。証明については林野庁のガイドラインに沿って行っているところであるが、資源エネルギー庁としてもFITを行うに当たり関係団体等と連携していきたいと考えている。制度の趣旨に反した事例への対応についても意を異にすることではなく、関係の方々と連携して行っていきたい。また、ガイドラインに従わなければ、認定を取り消すという効力も持っているので、そういうことも使いながらしっかりとやっていきたい。

(3) 農林水産省：林野庁木材利用課 専門官 高木 望

「1 (1) 限られた量の地域のバイオマス資源を有効に生かせるよう、発電施設の適正配置の措置を講じられたい。」については、

未利用材や一般木質の申請の場合は、29年4月から都道府県の林政部局に説明し調達ルートが適切かをチェックしてもらい、そのあと林野庁でヒヤリングを行うという手続きをしている。このことを通じて、一部地域に過密にならないよう、適正な配置が図られるものと考えている。

「1 (2) 事業計画策定ガイドラインに連合会との事前調整が明記されたことから適切な情報提供を」ということである。

林野庁としては、お答えする立場にない。

「1 (3) 制度の趣旨に反した不適正な事例が発生することのないよう、国においても罰則の創設、監視体制の強化、由来証明・製品チップの種類別出荷管理の厳格化等により、より公平な施行を図られたい。」については、

昨年、総務省の行政評価・監視において、林野庁に対しては木質証明のガイドラインの周知徹底を求められており、それに努めている段階である。平成29年12月4日に認定団体向けに当ガイドラインの説明会を開き、認定団体を通じて認定事業者へガイドラインの普及をしていただく取り組みをしている。監視体制の強化については、補助事業により日本木質バイオマスエネルギー協会が各地でガイドラインの講習会を開くとともに、現地調査も行っている。このほか、監視体制についてどのような方法があるか検討していく。

「1 (4) 合板型枠の取扱いについて ア 有価売買への波及、イ合板型枠の由来証明の確認」については、

平成24年にガイドラインのQ&Aを公表したが、いろいろな議論があり、改定に向けて検討しているところである。要望のあった合板型枠の取扱いについても、検討課題であると考えている。

「1 (5) 固定価格買取制度の影響 製紙・ボード原料など既存利用事業者への影響を及ぼさないとするガイドラインの原則を守る政策を進められたい。」については、

F I T認定時によく確認しており、今後もこのような施策を続けていく。

「1 (6) 木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果の市町村レベルの公表」については、

どの事業者がどれくらい利用しているのかを特定できないように配慮する必要があるため、市町村で1者しか該当がないデータは伏せることになり、逆に統計として意味をなさなくなってしまうことから、対応が難しいことをご理解いただきたい

「2 木質チップの品質の確保における支援」については、未利用材、製材等を利用するための設備に関しては補助対象となっている。しかし、検査費用などランニングコストについては対応は難しい。

「3 木質資源の地産地消の促進」については、木材のエネルギー利用にあたっては、廃材が水分調整材として有効であるという議論も聞いている。地域内エコシステムについては、30年度以降本格的に取り組んでいくが、こういう意見があったことも踏まえていく。

「4 市町村の森林経営計画の積極的な策定」については、森林経営計画の樹立促進についても総務省の行政評価・監視で指摘されている。林野庁の重要な施策でもあり、策定率を上げるための取組みが進められているところである。

(4) 国土交通省：公共事業企画調整課 課長補佐 井上 直

「1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響」については、既存産業への影響については、この制度の所管である経済産業省が一元的に把握していると考えますが、国土交通省は建設リサイクルに悪影響を及ぼさないよう、引き続き連合会を含めた関係者との連携を図っていきたい。

「4 ガイドラインに連合会との事前調整が明記されたことから適切な情報提供を」ということであるが、

これについても経済産業省が必要な事前調整をしていると考えているが、国土交通省は連合会を含めた関係者との連携を図り、必要な情報を共有できるよう取り組んでいく。

国土交通省：建設業課 越川智也

「2 CCA処理木材の取扱い」については、

解体の現場において適正な分別解体を推進することが、建設リサイクル法の趣旨であり、それをしっかり徹底することが非常に大切である。そういう観点から、CCA処理木材を含む有害物質の処理についても適切に行われることが必要であり、従前からパンフレット等で周知を図っている。なお、廃棄物処理法における執行は環境省で適切に実施していると考えている。

「3 分別可能な建設資材の開発等に」については、

分別リサイクルを前提とした工法や製品の開発に関して、国土交通省の所管部署に要望事項をお伝えしていく。

座長 各省庁から要望に関して丁寧にご回答をいただきました。たいへんありがとうございました。それではこれから、本件に関する質疑・ご意見を会員の皆様方か

らお願いしたい。

それでは、私から環境省にお願いしたい。

回答を求める質問ではない。排出事業者責任にかかわっていることだが、適正処理責任、適正処理価格などが言われる。いま発生量に見合う需要がなく、チップの荷余り状況が発生している。これはたかさんのコストを要することであり、処理費を確保する必要がある。しかし、排出事業者責任の上から適正処理価格とは何かをお客様に説明しづらい。そこで、この概念を説明する文言とか、何かしらの法の中に盛り込むとかの検討をしていただきたい。難しいことであるが、何をもって適正処理価格かと問われることも多く、説得力を持ちたい。協会でも適正処理価格の研究をしていきたいが、公正取引の観点からご指摘を受けないよう進めるために鋭意努力しているところである。

次に国土交通省と環境省へのお願いである。

POP s 廃棄物、アスベスト含有材、PCB問題、昨今では難燃材を含むプラスチックの問題など、解体工事の工法において、実態と規制のミスマッチが起こるとい気がしないでもない。解体作業と規制がしっかりとリンク出来るような規制方法を検討していただきたいと考えている。例えば、アスベスト入り塗料の場合、飛散性があれば建物全体を囲うということがある。細かなことであるが、ぜひ検討願いたい。また、木くず処理の場合、剥離させて処理するとき、ほとんどが特管物の扱いができない施設も多いという実態がある。

さて、国の方々には公務たいへんお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。途中で退席する省庁もありますので、改めて拍手をお願いする。

(：休憩)

3 木質チップに関する課題について

座長 ここからは、木質チップに関する課題について進めさせていただく。まず、平成 29 年度に行った調査結果について、事務局から報告をさせていただく。

連合会 原専務理事 「平成 29 年度木質バイオマス需要調査 (ユーザー調査)」についてご報告する。電力会社については、前回の 61 カ所から今回 109 カ所へと調査対象を大幅に増やした。木質チップの確保状況については、ほぼ確保できているという回答であった。木質以外のバイオマス資源の混合については、許容できないと回答したユーザーが大半であった。品質規格については、条件を満たしていると回答されたのは 58%、満たしていないものがあると回答されたのは 42%で、まだまだ品質については取り組んでいかなければならない。品質規格の条件を満たしていない項目では、やはり、金属土砂等の異物混入であった。また、価格についてはユーザー調査の結果では安定している。供給者への意見、要望では、やはり品質向上についての意見が多く、メーカーの方々はご一読頂きたい。連合会への意見については、データの把握や公表を要望されており、我々事務局としてしっかりと取り組んでいきたい。

「平成 29 年度木質チップ等生産会員実態調査（メーカー調査）」によると、メーカーの取扱量は全体で 410 万 t であった。昨年は 393 万 t であったので、4.3% の増となる。品目別取扱量では、全体量は昨年比で 3% の増、変化の大きい品目は生木の取扱量が昨年比で 8% 増であった。生産割合については、マテリアル・サーマル・その他のすべての項目で 1% 前後の変化で、大きな変動は起きていないことがわかる。メーカーからのユーザーへの要望としては、安定したチップの受け入れを要望されている。ユーザーの方々にはご一読頂きたい。

地域別木質チップ市場価格実勢調査結果については、毎年 4 月時点と 10 月時点の価格を調査・公表している。南関東及び中関東では、チップの余剰感が強く値下げの動きがあるとのことであるが、10 月時点の価格ではまだ影響はそれほど出ていないようだ。今後の調査結果の推移を把握することが大切となる。

連合会の 3 つの調査結果の報告は以上となる。

座長 それでは、木質チップの需給状況について、ユーザー各社にご出席頂いているので、よろしければ、今の状況をご報告いただきたい。

日本繊維板工業会 マテリアルボードの現況は、全国的に原料については安定調達できた。一方で、接着剤について高騰したり、入手が困難になるなど、ボード価格としては値上げの動きがある。ボード関係というのは、一年を通して需給の波がある。平年であれば夏に在庫を貯めて冬に備えるというのが通常であるが、今年度は夏の出荷が好調で在庫が例年よりも少なく、この冬は雪やトラック不足等により供給難が起き、一部のユーザーにはご迷惑をおかけしているケースがある。特にリサイクルチップを 8 割原料としているパーティクルボードは、日本で 11 社あり、年間 400 億円ほどの市場であるが、販売ベースで対前年比 103% と好調である。インシュレーションボードも前年並みということで、ボード関連の販売は順調である。

最近ボード用途の傾向に変化が起きており、従来は家具やキッチン、マンションの二重床が主流であったが、フローリング基材が環境配慮や為替の影響もあり、ラワン等の輸入合板から国産材へ移ってきている。フローリング市場は対前年比 100% 前後だが、パーティクルボード基材は対前年比で 7% 増、国産基材に MDF を積層した基材については対前年比 30% の増加であった。また、耐震性向上のため、筋かいに代わり、構造用のパーティクルボードや MDF も使われてきている傾向である。

今季についてはマテリアル原料の供給について特に問題はなかったが、今後は原料チップを安定的に確保するためには、サーマルの方々と情報共有化していかなければならない。

資源エネルギー庁は 10 月から事業者名と発電出力を公表しており、だんだんと情報が明らかになってきた。バイオマス発電施設の認定について一般木材分類で P K S や輸入ペレット等のみを燃料とした設備はボード関係とは競合しないが、大型で建廃材や合板廃材と混焼している設備に関しては、マテリアルにも影響があるため、さらに、これらを分けて公表して頂きたいと申し上げた。

また、林野庁では平成 27 年度から「バイオマス利用動向調査」をまとめている。

全国で240基の発電設備があるが、自家消費なのかF I Tなのかを設問事項に入れていただくと、我々にとってチップの安定調達の参考になるのではないかと考える。林野庁からもご指摘があったが、昨年の総務省の調査報告書にも記載されたバイオマスに関して証明書類の添付がないなどの事案について、今後の監視体制を強化するということはもちろんなのだが、やはり罰則を設けていただきたいと思う。

東京ボード工業(株) 弊社では昨年、佐倉工場の竣工式をさせて頂いた。今後しばらくは、新木場工場と佐倉工場を同時に稼働していくが、原料の問題と設備面での問題が出ており、2工場をバランスをとって動かせていない面がある。佐倉工場が基盤となって、パーティクルボードの生産を安定的に行うために努力している状況である。廃材の集荷に関しては、前年と同様で、ボード原料も発電用も集荷できているが、ボード用チップの原料として型枠材を使用しており、要望書の中にも出ているが、型枠の一般木質バイオマスとしての取扱いについて、中部地区ではすでにこの動きが進んでいると聞いているので、関東地域での今後の動向を懸念している。型枠については、10年ほど前までは処理に関して技術的な問題があったが、それも解決して原料使用に使えるようになった段階で、型枠の取扱い変更で苦勞している部分がある。

日本製紙木材(株) 現状のサーマルユーザーにおける燃料チップの受け入れについては、出てくる全てのものを受け入れられていない状況にある。上期に他社も含めSDが集中したこと、ボイラートラブルが続いたことが主要因であると思われる。富士地区ボイラー2基については、上期に行き場のない燃料チップを計画外で受け入れた。結果、7月の富士地区SD期間中での受け入れの調整が必要となった。また、SD後にトラブルが多発したことにより、同地区における計画外ボイラー停止は延べ約1ヶ月間にも上り、大幅に使用量が減少した。

建廃の発生量には変化がないとのことから、現状の荷余り感は、こうした需要側の使用量の減少が主要因であると思われる。

来年度は、基本的に従来通りの受け入れとしたいが、長期間ストックによる高水分の在庫を抱えている。高水分在庫は単味でボイラーに投入できないことから、なかなか在庫が消化できない状況となっている。さらに使用量も増えないことから、今後の受け入れは、若干変化すると思われる。

弊社グループでは、燃料チップを中心にRPF、廃タイヤも利用しているが、中国での廃プラ輸入規制の影響により、RPFメーカーからの受け入れ要請も強い。また、廃タイヤも供給過多の状況であることから、廃棄物由来の燃料は総じて供給過多の状況にある。我々としては、CO2削減の観点から燃料チップは優位性のある燃料であると考えているが、今後、品質やコストを考慮した上での調達になると思われる。

大王製紙(株) 弊社グループの各工場においても今年は燃料チップの余剰感があつた。余剰感と言っても、先ほどのご意見と同様に、発生量が多いためではなく、ボイラートラブルが多かったことや、在庫を減らすために購入量を抑えていたユーザーも

あり、実際の使用量も少なかったためである。全国的に余剰感があつたと思うが、関東が最も余剰感が大きかったと感じている。発生量では11月まで順調で、12月以降は降雪の影響もあり減っている印象である。3月くらいから各社の定修に入っていくので、在庫としては問題なく推移していくと思われる。弊社においても、燃料チップ以外のRPFや廃タイヤの受け入れの要望も大変強い。その中で、売電においてはバイオマス比率が高いことが、電力会社の購入価格に反映しているため、燃料チップは今の使用量を維持していきたいと思っている。来年度に関しては、弊社ボイラーでは燃料バランスを大きく変える計画は今のところないので、従来通りの使用量で推移すると思われる。

(株)吾妻バイオパワー オリックスグループの一社として、群馬に木質バイオマスの専焼設備がある。出力13,600kWで、小型の部類である。昨年の夏場は、チップの余剰感があつたが、1月～2月では降雪の影響で伐採地域での活動ができない、交通網のマヒ等があり、供給量が若干少なかった。現状では順調に供給頂いている。来年度には、2回の定修を予定しているが、今年度と期間・回数ともに同じであるため、チップ使用量には変化はないと考えている。

住友大阪セメント(株) 弊社では全国5工場あり、栃木工場、高知工場で特に多く木質チップを使用している。今年度は年間45万tから50万tの使用を計画している。栃木工場は建廃がメインであり、高知工場は建廃とFIT材を半分ずつ使用している。集荷については特別問題はなかったが、栃木工場においては在庫過多で調整が必要な状況にある。来年度の計画に関しては、今年度と変わらず引き続き木質チップを利用していく予定である。

王子木材緑化(株) 弊社は燃料用木質チップ以外にも製紙用チップも扱っているが、全国的に見て、順調に調達できていたが、北海道は多少だが需給が逼迫しており、来年度は厳しい予測も立てている。富士の方は建廃の調達が昨年比30%増であり、来年度も今年度並みに調達する予定である。

座長 マテリアル及びサーマルユーザーの方々に現況と次年度に向けての計画等をお話いただいたが、次に各地域における状況もお話したい。

九州協会 中山副理事長 九州においても供給過多の状況が依然として続いている。また一昨年からの震災・水害の他、太陽光の駆け込み伐採工事に伴う発生量で、今年度まではピークに近い状況だと思われる。中長期的には、75MWクラスの発電所が九州各地にできるため、32円材を中心に今後3～5年かけて余剰は減っていくと思われ、懸念している。

北日本協会事務局 今年度については、概ね順調にチップは流れていたと思うが、一部地域において中国向けの廃プラ輸出規制の影響のしわ寄せが起き、チップの出荷ができないところがあった。先ほどから話題となっているボイラーの不具合等によ

り、燃料の余剰は起きたが、現在は順調に流れているようだ。

東海協会事務局 東海エリアにおいても、先程から皆さんがお話ししているように、ボイラーのSDやトラブル等により、在庫過多の状況である。昨年からの状況が続いており、在庫過多が緩和されていない現況である。

近畿協会事務局 他協会と同様に、近畿においても在庫は余剰気味である。入荷については微増だが、ボイラートラブルや使用量の減少がある。これは、近畿以外のエリアからの影響もある。未利用材については、今後関西地区で発電所が増えていくとみているが、現段階では余剰気味となっている。

中四国協会事務局 中四国会員の工場では、順調に出荷できている。しかし、解体件数が年々減っており、入荷量は各社とも下がってきている。価格は近年変化はない。

関東協会 (株)グーン 南関東地区ではチップの余剰感はあるものの、発生量が減ってきておりチップの在庫としては減ってきている。

座長 各地域ともに在庫が余剰の状態、品質というのが一つのキーワードとなる。先日全国連合会の理事会を開催し、その際に関東協会の取り組みである「適合チップ認定制度」について、全国的に展開することに承認をいただいた。この制度について専務理事からご説明をお願いしたい。

連合会 原専務理事 関東協会では一昨年からの議論を続け、品質向上と安定供給を目指して「適合チップ認定制度」をつくった。異物混入防止等の品質向上のため、必要な設備や施設整備、施設運用のための作業手順書の策定、メーカー自身の価値を高めるための社会貢献等、それら必要項目をチェックリストにして、チップメーカー自らがチェックし申請する。これをもとに審査し、認定するものである。この制度に関してはこの場に出席しているユーザーとメーカーで共同宣言という形をとったところである。昨年12月から申請受付をはじめ、現在、7割くらい申請がきている。省庁の皆様にも、好意的なコメントをいただいた。今後は全国に広げていくため、関東協会の事例を基本にしつつ、どのように展開していくかが課題となる。

座長 「適合チップ認定制度」の全国展開のためには、地域協会への説明を含めて準備が必要で、次年度に進めていく予定である。

関東協会では物流部会があり、本日も物流部会部会長も出席しているが、我々の木質チップの安定供給に欠かせないのが物流部門である。働き方改革で最初に規制強化の対象となるのが物流の分野である。具体的には待機時間の問題がある。コストや雇用時間に反映されていなければならない。また付帯作業の問題もある。積み込みや荷卸しの際にドライバーが行うならば、付帯作業に伴う賃金を支払わなければならない。今後は物流の方々と情報交換しながら検討していかなければならない。

働き方改革については、我々チップメーカーにおいてもいろいろ要求されている。

働き方の意義から10年先のロードマップまで13のゴールが決められている。働き方改革の会議体が設けられ、本腰を入れてやっていくことになっている。土日や休日の話、長時間労働の上限設定など様々な問題がある。我々の業界は遅れているところである。これも検討していかなければならない。ましてや大企業も中小零細も関係はない。さらに罰則付きの改革となると思うが、許認可に関わる欠格要件にも成り得ることで、皆さんのご協力を得ながら検討していきたい。全国連合会はもちろん、各協会全体で検討しなければならない。寄り添いながら会員に向けて情報発信していく必要があると感じている。難しい課題であるが、ぜひ進めていきたい。本日は進行についてご協力ありがとうございました。これをもって終了としたい。

司会 以上をもって、平成29年度木質チップに係る需給問題検討会を終了します。

閉 会 : 16 : 30

(文責 : 原)